

公述人注意事項

公述人は、次の事項を守ってください。

- 1 公述人名簿の順序により公述してください。
- 2 公述申出書の意見の要旨に基づき、都市計画の案の範囲において公述してください。
- 3 公述人の持ち時間は1人10分です。公述時間が10分以内となるように発言内容をまとめて公述してください。
- 4 制限時間を超えた場合は、議長が公述を打ち切ります。
- 5 公述内容に対する見解を求めることはできません。

土岐市